

## 建設資材等の価格決定に関する取扱い

### 第1 趣旨

この取扱いは、山梨県県土整備部建設資材等価格決定要領(以下「価格決定要領」という。) 第11に基づき必要な細則について定める。

### 第2 建設資材等価格

建設資材等価格は、次のとおり区分する。

名称	説明
地区資材価格	・生コンクリート類、石材類、アスファルト合材類など工事価格に占める割合が高く、地域により価格差の大きい資材の価格 ・県での使用頻度が多く物価資料に掲載がない及び価格採用が不適切な資材の価格
一般資材価格	地区資材以外の資材価格
建設機械賃料	機械経費の全部又は一部について賃料形態で行われている機械の1日当たりの市場での取引価格
処分費	建設工事に伴って発生する産業廃棄物のうち、アスファルト、コンクリート、木材、草、竹、建設汚泥、廃プラスト等の処分費用
市場単価	材料費、労務費及び直接経費(機械経費等)を含む施工単位当たりの市場での取引価格
標準単価	元請業者と下請業者との間の外注施工における取引実態及び自社施工における実行予算に基づき、調査により得られた材料費、歩掛り等によって算定した施工単位当たりの工事費

第3 山梨県県土整備部実施設計単価表(以下「実施設計単価表」という。)の価格  
価格決定要領第4の取扱いについては、次によるものとする。

- (1) 実施設計単価表に掲載する資材等は、使用頻度が高く積算の合理化が図られる資材や施策に関する資材等を対象とする。
- (2) 技術管理課長は、掲載する対象品目及び定期調査に係る仕様書を定め、価格決定要領第9に示す調査を実施する。
- (3) 実施設計単価表に掲載する資材等のうち、別表-1にある地区資材は別表-2【生コンクリート類】、【石材類】、【アスファルト混合物】の地域区分による。その他の資材については、県内統一して使用される資材価格とする。
- (4) 物価資料掲載の資材等価格を利用する場合の取扱いは本取扱い第4による。

#### 第4 物価資料の価格

価格決定要領第5の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 建設資材等価格に関する物価資料は、建設物価調査会発行「Web 建設物価」並びに経済調査会発行「積算資料電子版」とする。
- (2) 市場単価に関する物価資料は、建設物価調査会発行「季刊 土木コスト情報」並びに経済調査会発行「季刊 土木施工単価」とする。
- (3) 標準単価に関する物価資料は、建設物価調査会発行「季刊 土木コスト情報」並びに経済調査会発行「季刊 土木施工単価」とする。
- (4) 物価資料に掲載されている「公表価格」は、メーカーが設定している定価、標準価格又は販売希望価格等であるため採用しない。ただし、割引率が掲載されている場合は、割引いた価格を採用することができる。
- (5) 土木工事標準単価を除く、上記各2誌に掲載された資材等価格は、物価資料に掲載されている実勢価格を平均し、単価の有効桁の大きい方の桁を決定額の有効桁とする。ただし、大きい方の有効桁が3桁未満のときは、決定額の有効桁は3桁とする。また、1誌しか掲載のないものについては、その価格とする。これらの場合において、1円未満は切り捨てるものとする。
- (6) 土木工事標準単価については、上記各2誌に掲載されている資材等価格はその平均価格（小さい数点第1位四捨五入）を採用し、1誌しか掲載のない資材等は、その価格を採用する。

#### 第5 特別調査

価格決定要領第7の取扱いは、山梨県県土整備部が発注計画に応じて、独自に資材単価の市場（特別）調査を行うものである。

特別調査の単価を設計単価とする場合の取扱いは、特別調査の報告日から6ヶ月以内の使用に限り、市場価格が明らかな同様な材料で構成される資材の同一期間での物価変動が±10%以内の場合、設計単価として使用できるものとする。

#### 第6 特別調査が不可能な資材等

価格決定要領第7による特別調査が不可能な資材等とは以下のような資材等をいい、判断が困難な場合には、調査の可否について技術管理課に確認を行うものとする。

- (1) 市場での流通がない又は少ない資材等（例：新製品・新工法の使用実績の少ない資材・特別注文品・図面に基づく製作品等）
- (2) 特殊な意匠、デザイン、技術開発費・パテント等に係わるもの
- (3) 機械損料及び特殊な機械賃料（ただし、機械の基礎価格としての報告は可能）
- (4) 他との比較が全く困難なもの

- (5) 1基(1式)が数億円もするような高額な機器類
- (6) 原価内訳書に基づいて分析・検証を行わなければ判断できないような機器類
- (7) 大規模ネットワーク機器類
- (8) ソフトウェアに関わる費用が含まれる装置類
- (9) 既設装置などの改良、改造に係わる機器類
- (10) 現場加工費、現場加工品
- (11) 処理、処分費(例:電源装置、吸出し防止材、伐木等)
- (12) 精密な計器類等の細かな条件で価格が変わるようなもの

## 第7 見積りの価格

価格決定要領第8の取扱いは、メーカー側の希望価格に対する市場性を考慮し、原則として市場価格が明らかな類似品と合わせて見積りを徴収し、見積りを査定(類似査定)するものとする。

また、見積りを査定する場合の手順は、次によるものとする。

- (1) 実勢価格が明らかな資材(類似品)と合わせて、原則として見積りを3社以上から徴収する。
- (2) 見積りを徴収する場合は、形状寸法、品質、規格、数量及び納入場所、見積り有効期限等の条件を必ず提示し、所属長から見積依頼を行う。
- (3) 実勢価格が明らかな資材の見積価格により、各社ごとに査定率を算出し、見積りに乗じた価格(査定価格)の平均値を設計単価とする。なお、決定額の有効桁は3桁とし、1円未満は切り捨てるものとする。

類似品が無い場合においては、見積価格の平均値を設計単価とする。なお、決定額の有効桁は3桁とし、1円未満は切り捨てるものとする。また、この場合においても原則として見積りを3社以上から徴収する。

## 第8 調査機関

価格決定要領第9にいう公正な調査機関とは、調査経験を有し、建設資材等価格を適切に把握できる建設コンサルタント等とする。

## 第9 廃棄物処分費

工事価格積算等に必要な産業廃棄物の処分費は、原則、実施設計単価表によるものとする。実施設計単価表に記載がない施設については、受入れ状況を確認の上見積りを徴収し決定するものとする。

## 第10 その他

実施設計単価表に掲載されている「代表材料規格等の基準単価」は、施工パッケージ型積算方式の算出に使用するものであり、別途県土整備部長が定める通知及び山梨県ホームページ掲載資料を参照するものとする。

### 附 則

この細則は、令和5年4月1日から実施する。